

2005年7月17日(制定)

2006年3月19日(改定)

2019年1月27日(改定)

## 個人情報保護指針

楊名時八段錦・太極拳千葉県支部

1 この指針は、個人情報保護法の精神に基づき、当支部が保有する会員個人の情報(以下「個人情報」という。)を保護することを目的とする。

(個人情報事項)

2 個人情報とは次の事項をいう。

2-1 氏名

2-2 所属教室

2-3 住所

2-4 電話番号

2-5 メールアドレス

2-6 師範資格の有無

2-7 本部会員の有無(会員番号)

2-8 画像

(個人情報利用目的)

3 個人情報は次の目的のために利用し、これ以外の目的には利用しない。

3-1 支部総会への出席資格の確認

3-2 支部が主催する講演会等への参加資格の確認

3-3 会報の配布

3-4 本部からの還付金額の確認

3-5 会費の徴収

3-6 支部のホームページや機関紙に掲載

3-7 その他支部事業を遂行するに当たって必要と支部長が認めた場合

(個人情報の取り扱い)

4 個人情報の取り扱いについては、以下のとおりとし、また、本人から情報の開示、訂正、削除等の求めがあった場合は、速やかに対応する。

4-1 個人情報を記した会員名簿は、支部長、副支部長、及び会計担当役員、事務担当役員、その他支部の事業遂行に必要と支部長が認めた者に限定して配布する。

4-2 教室情報の取り纏めを担当している者には、当該教室分の名簿を配布する

4-3 当該教室分の名簿の配布を受けた、教室情報の取り纏めを担当している者は、当該教室に属する会員の登録状況を確認する。

4-4 教室を主宰している者は、会員の正確な個人情報を取得するよう努力して、事務担当理事に通知する。

4-5 教室を主宰している者は、個人情報を取得したときには第3項の利用目的を本人に通知する。

4-6 事務担当理事及び名簿の配布を受けた者は、個人情報が、第三者へ漏洩することのないように十分な注意を払って保管管理し、不要時の廃棄をする。

4-7 支部行事で写真またはビデオを撮影する場合は、撮影したものを支部のホームページや機関紙に掲載することがある旨、対象者に事前に伝達し、掲載を望まない者は申し出るよう案内する。

(個人情報の第三者への提供)

5 法令に基づく場合や事前に本人の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

6 個人情報保護に関する問い合わせ先

楊名時八段錦・太極拳千葉県支部